

谷山第二地区 第26号

区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部 谷山都市整備課

〒891-0194

鹿児島市谷山中央四丁目4927番地

谷山支所3階

谷山第二地区係 TEL099-269-8436 (直通)

工事係 TEL099-269-2141 (直通)

補償係 TEL099-269-8437 (直通)

谷山駅周辺地区係 TEL099-269-8435 (直通)

谷山第二地区航空写真 (平成21年4月撮影)



平成二十年度の執行状況

平成二十年度に始まりました谷山第二地区の仮換地交渉及び補償交渉は、平成二十年度も皆様方のご理解とご協力を得ながら進めてまいりました。また、工事期間中は、何かとご迷惑をお掛けしましたが、谷山第二中央公園や御所下和田名線の一部などが完成いたしました。ご協力いただきありがとうございます。

- 進捗率(事業費ベース) 約 七二%
 - 仮換地指定率(一般宅地) 約 一〇〇%
 - 建物移転率 約 七四%
- となっており、なお、平成二十一年三月末現在の進捗状況は、

谷山第二中央公園



平成21年度施行予定図



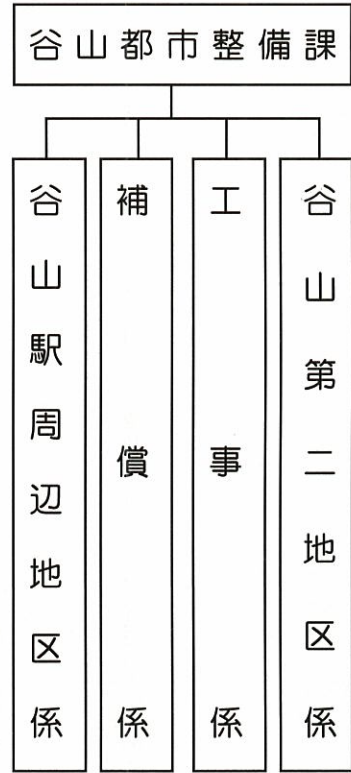
平成二十一年度の予算について

平成二十一年度の谷山第二地区土地区画整理事業の当初予算は、約二十億四千万円で内容は次のとおりです。

- 建物移転 六六棟
 - (不動寺・本城・岩下地区の建物移転)
 - 幹線道路築造 三七〇m
 - (不動寺本城線・仮屋田不動寺線・辻之堂本城線)
 - 区画道路築造 五六〇m
 - (不動寺・本城地区の一部)
 - 橋梁整備(下福元橋下部工)
 - 建物等調査 四六棟
 - また、公共下水道事業(谷山第二地区)の当初予算は、一億五千四百万円で次のとおり実施する予定です。
 - 陣之平川外二水路改良 約一九〇m
 - 水路設計
- 今年度も事業を円滑に進めることができそうです。引き続きみなさま方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。なお、今年度に施行を予定している箇所は、図のとおりです。

課名変更について

本年四月一日の市役所組織変更に伴い、『谷山都市計画事務所』は、『谷山都市整備課』に名称変更しました。また、『工事補償係』は、それぞれ『工事係』と『補償係』として新設されました。新しい組織体制は次のとおりです。



区画整理に関する各種証明手数料の改正について

鹿児島市手数料条例の一部改正により、平成二十一年六月一日から、仮換地証明書、払い下げ証明書（小宅地・保留地）底地証明書、道路幅員証明書、土地区画整理事業施行地区内証明書の証明手数料が一通につき二〇〇円から三〇〇円になります。ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

調査・測量などについて

調査、測量のため、市が委託したコンサルタントなどの調査員が、皆様の土地への立ち入りをお願いすることがあります。このような場合は、調査員は谷山都市整備課が発行する身分証明書を所持しておりますので、お確かめのうえ、ご協力をお願いいたします。なお、ご不明な点がございましたら、谷山都市整備課にお問い合わせ下さい。

共有名義の土地について

私道などの共有名義の土地を所有されている方については、持分に応じてそれぞれの所有者の方へ仮換地指定を行っておりますが、名義は共有名義のまま残るようになります。

共有名義を単有名義にするためには、次の二通りがあります。

- ① 共有者が従前地を分筆して、それぞれ単有名義にする方法
- ② 換地処分後、共有者がお互いの持分を放棄して、単有名義にする方法

なお、市では所有者に代わって、名義変更は行えません。詳しくは、『谷山第二地区係』にお問い合わせ下さい。

仮換地指定を受けている土地の分筆登記について

土地区画整理事業施行区域内の土地の分筆登記については、

従前地の区画が明らかである場合
実測して分筆することができます。

従前地の区画が明らかでない場合
仮換地指定を受けた土地については、法務省の通知により平成十六年六月から、施行者である鹿児島市と協議することにより、分筆が可能です。

詳しくは、『谷山第二地区係』にお問い合わせ下さい。

みなさまへのお願い

- 登記名義人が変わったとき。
(登記簿謄本の写しを添付して下さい)
 - 住所を変更したとき。
 - 代理人を定めたいとき。
 - 借地権の申告をするとき。
 - (他人名義の土地に建物などを所有する人)
 - 土地区画整理事業の施行区域内での建築物及び工作物の新築や増・改築、土地の形質の変更、または移動の容易でない物件の設置・堆積を行うとき。(七六条許可)
- このような場合は、届出又は許可が必要になりますので、詳しくは『谷山第二地区係』にお問い合わせ下さい。

埋蔵文化財の発掘調査について

谷山第二地区土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘調査が、昨年七月から三月中旬までの九ヶ月間にわたり、市教育委員会によって実施されました。その結果、今回調査された不動寺遺跡は鎌倉時代初め(約八百年前)から縄文時代中期末(約四千年前)まで先人達が永きにわたり生活を営んでいた遺跡であるということが分かりました。

今回の発掘調査では、『区画整理だより』平成二十年十月第二十四号でお知らせした以降に平安時代(約千年前)の役所に関連する区割り溝跡や鹿児島県でこの時期としては初めて見つかった池跡、弥生時代から古墳時代初め(約千七百年前)の川跡や川岸で祀りをしたと考えられる土器溜まり《写真1》、鹿児島県では非常に少ない弥生時代初期(約二千三百年前)の水田層が見つかりました。

遺物では、弥生時代から古墳時代初めの川跡から多量の甕(かめ)や壺などができました。大半は割れたものですが百個近い完全な形のものも含まれています。その中には、川の畔に向きを同じくして置かれたものが数多くあり、水神祭などをおこなったと考えられます。

弥生時代初期の水田層からは稲穂(いなほ)を刈る道具として、鹿児島県では最も古い石庖丁(いしぼうちよう)《写真2》がでてきました。また、水田層に含まれる植物化石を科学分析した結果、不動寺遺跡では弥生時代の早い時期に自然の地形を活かした水稲(すいとう)が作られていたことが分かりました。

このように不動寺遺跡では、九州や鹿児島県内でも初めてとされるものや数少ないとされるものが見つかり、谷山地域をはじめ鹿児島県の歴史を考える上で非常に貴重な資料が得られています。



土器溜まり《写真1》



石庖丁《写真2》